

諮問番号：諮問第 305 号

答申番号：答申第 305 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県北九州西県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。令和 8 年法律第 2 号による改正前のもの。以下「法」という。）及び福岡県税条例（昭和 25 年福岡県条例第 36 号。令和 8 年福岡県条例第 31 号による改正前のもの。以下「条例」という。）の規定による自動車税種別割賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 「福岡県自動車税種別割令和 7 年度納税通知書兼領収証書（納税者用）」（以下「本件納税通知書」という。）に押印されている処分庁の職印である「福岡県県税事務所長印」は「北九州西」を削除した偽造印である。その理由は、前年度（令和 6 年度）分は、「福岡県北九州西県税事務所長印」が押印された納入通知書で納付しており、また、令和 7 年 7 月 23 日付け督促状にも「福岡県北九州西県税事務所長印」が押印されているからである。

さらに、本件処分は憲法第 84 条違反である。

- (2) 本件納税通知書に押印されている福岡県県税事務所長印は、福岡県公印規程（昭和 40 年 4 月福岡県訓令第 8 号。以下「公印規程」という。）に定められているが、「福岡県県税事務所長印」から「印」を除いた残りの「福岡県県税事務所長」は条例には該当がなく、かつ、その「福岡県県税事務所長」から「長」を除いた残りの「福岡県県税事務所」は福岡県県税事務所設置条例（昭和 25 年福岡県条例第 37 号。以下「設置条例」という。）にも規定されていない偽造事務所であり、公印規程に定められている「福岡県県税事務所長印」は偽造印である。

すなわち、「福岡県県税事務所」というのは、設置条例で設置した12の県税事務所の総称であり、福岡県の行政組織に実在する県税事務所ではなく、また、「福岡県県税事務所長」も実在していない。

したがって、偽造印を押印した本件納税通知書は偽造有印公文書であるから無効であり、本件処分は取り消すべきである。

(3) 弁明書には、「令和6年度自動車税種別割納税通知書」については、(中略)電算出力用帳票は使用せず、福岡県税条例施行規則第6条に定める納税通知書を使用したため、(中略)「福岡県北九州西県税事務所長印」を使用したものである。」と記載されている。

しかし、この弁明は、条例第4条第1項に規定する知事の県税の賦課徴収権を設置条例第2条の所管区域ではなく、「県税の納税地がある(中略)県税事務所の長に委任する。」との規定に違反するものであり、電算出力方法は違法である。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人は、令和7年4月1日時点において、自動車の所有者である以上、当該自動車(以下「本件自動車」という。)に課税される自動車税種別割の納税義務を負っている。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 本件処分の違法性又は不当性

法第146条第1項及び条例第48条第1項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の県が課する旨を定めている。

審査請求人は、令和7年4月1日時点において、本件自動車の所有者である以上、本件自動車に課税される自動車税種別割の納税義務を負っている。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

2 その他の審査請求人の主張

審査請求人は、本件納税通知書は偽造有印公文書であるから無効である旨などを主

張しているが、本件納税通知書に押印された公印は公印規程の定めに従った正当なものであるから、これらの審査請求人の主張を採用することはできない。

3 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年12月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年3月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の違法性又は不当性

賦課処分の要件として、法第146条第1項において「自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課する。」と、条例第48条第1項において「自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。」と規定されている。

本件についてこれをみると、審査請求人は、令和7年4月1日時点において、本件自動車の所有者であり、本件自動車に課税される自動車税種別割の納税義務を負っていることが認められる。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

2 その他の審査請求人の主張

審査請求人は、本件納税通知書は偽造有印公文書であるから無効であり、本件処分を取り消すべきである旨を主張している。

しかしながら、公印規程第3条第1項の規定により、福岡県県税事務所長印は自動車税等の賦課徴収に係る電算出力用帳票に、福岡県北九州西県税事務所長印は一般文書に使用することができる正規の公印であることが定められているところ、本件納税通知書の公印は、福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）第6条に規定する電算出力用帳票であることから福岡県県税事務所長印を使用していることが

認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 その他

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 平 岩 みゆき

委員 吉 岡 秀 樹